

私立高等学校等の学費支援制度のお知らせ

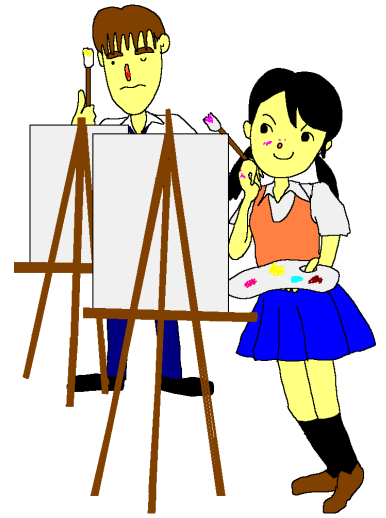
最大で、年間 432,000円(授業料)*
+ 100,000円(入学金、初年度のみ)の
 補助が受けられます！

※生活保護世帯又は市(町村)民税所得割額非課税世帯の場合
 ⇒所得や学校の授業料などの額により、実際の補助額は異なります。

①高等学校等就学支援金 年297,000円(授業料)
 ⇒ 所得制限があります 【国補助】



②私立高等学校等生徒学費補助金
 年135,000円(授業料)
 100,000円(入学金)
 ⇒ 所得制限と、在住・在学要件があります
 (県内在住かつ県内設置の私立高校等に在学) 【県独自の補助】



①②の申請は、
 私立高校等への
 入学後、**在学す
 る学校**を通して
 行います！
 (手続に関する書類
 は学校から配付さ
 れます。)

- 本リーフレットでは、上記の補助制度以外に、③奨学給付金制度(授業料以外の教育費への支援：返還不要)及び④奨学金制度(貸付制度：原則として返還が必要)を紹介しています。各制度の詳細は、2～4ページをご覧ください。
- 制度の内容はいずれも平成29年度のものであり、来年度に私立高等学校等に入学される時には制度が変更となる場合があります。今後、制度が変更となる場合は、改めてお知らせします。



私立高校に行きたいけど、
 学費が不安だなあ…

神奈川県が応援します！
 私立高校への進学を、
 あきらめないで！

問合せ先

P2(上の①～②)の補助金：在学する学校 又は 県 私学振興課 電話(045)210-3793

P3の給付金及びP4の奨学金：各問合せ先へ

平日8:30 - 17:15

神奈川県 学費支援

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/>

① 高等学校等就学支援金

(国補助)

② 私立高等学校等生徒学費補助金

(県独自の補助)

【問合せ先】 ①②いずれも県私学振興課助成グループ 電話 (045) 210-3793

	①高等学校等就学支援金(国補助)	②学費補助金(県独自の補助)
要件	○生徒、保護者が県外在住の場合も対象	○生徒と保護者が共に「 県内在住 」 ○「 神奈川県内設置 」の学校に「 在学 」
対象校	高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)、特別支援学校(高等部)、各種学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める学校)、専修学校(一般課程)・各種学校で、一定の国家資格者養成施設の指定校 * 対象校であっても、在学した期間が通算して36ヶ月を超える場合は対象外です(定時制・通信制は48ヶ月)。 * 高等学校等を卒業した方は対象外です。	高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) * 他都道府県認可の広域通信制高校及びその「技能連携校」や「サポート校」は対象外です。
申込手続	保護者の「市町村民税 所得割額」が下欄の額未満の場合、対象です。 304,200円未満の世帯が対象です。 ○4月申込み(新1年生のみ 4月～6月分) ○6月頃申込み(全学年 7月～翌年6月分) * 学校から申請についての案内があります	208,800円未満の世帯が対象です。 ○6月頃申込み(全学年) * 学校から申請についての案内があります

補助額

※ 表の金額が補助の上限額ですが、学校への納付額の方が下回る場合、納付額が上限額となります。

項目 所得区分	基準税額(年額)	補助額(年額) (上限額)※			毎月の自己負担分 (授業料年額432,000円の場合)	②学費補助金 [県内在住・在学の方対象] (上限額)※ 入学金
	市町村民税 所得割額 (父母の合計額) * 県民税や均等割額は含みません 年収はあくまで目安です。(各「年収目安」は、モデル世帯の年収のため。)	①高等学校等就学支援金 授業料	②学費補助金 [県内在住かつ在学の方対象] 授業料	授業料補助計 (①+②)		
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	(円)	(円)	(円)	(円)	100,000
区分Ⅱ	0円(非課税)世帯 (年収目安:約250万円未満)	297,000	135,000	432,000	0	
区分Ⅲ	51,300円未満世帯 (年収目安:約350万円未満)	237,600	170,400	408,000	2,000	
区分Ⅳ	154,500円未満世帯 (年収目安:約590万円未満)	178,200	133,800	312,000	10,000	
区分Ⅴ	208,800円未満世帯 (年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200	19,900	
区分外	304,200円未満世帯 (年収目安:約910万円未満)	対象外	対象外	118,800	26,100	対象外
	304,200円以上世帯 (年収目安:約910万円以上)		対象外			

＜所得基準となる「市町村民税 所得割額」の確認書類＞

- ・「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」・「市町村民税・県民税納税通知書」(5～6月頃、勤務先または市町村から配付)
- ・「(非)課税証明書」(お住まいの市区町村の住民税の窓口で発行)

○表中の「年収目安」は、モデル世帯の額です。(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人、うち高校生1人の場合。)

○市町村民税所得割額は、生徒の父母の市町村民税所得割額を合計します。

○「就学支援金」:4月～6月分は前年度の市町村民税所得割額が基準、7月～翌年6月分は当年度の市町村民税所得割額が基準。